

（第1面）

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 13日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県沼津市米山町8-12

氏名 株式会社関電工 南関東・東海営業本部 静岡支店

執行役員 静岡支店長 高橋昭彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 050 - 3135 - 2159

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社関電工 南関東・東海営業本部 静岡支店		
事業場の所在地	静岡県	沼津市	市 米山町8-12
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	設備工事業		
② 事業の規模	完成工事高 15,518百万円（前年度実績）		
③ 従業員数	279名（正社員254名、嘱託社員5名、契約社員20名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(1)産業廃棄物排出→(2)収集運搬(自社・運搬先委託契約)→(3)中間処分(処分先委託契約)→(4)処分(破碎・焼却・脱水・沈殿・埋立)→(5)再生品・売却品		

（日本産業規格 A列4番）



②計画	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	2,000.000 t
	ゴムくず（天然ゴムくず）	0.100 t
	建設汚泥（残土を除く）	1.500 t
	金属くず	1.000 t
	建設混合廃棄物	60.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.050 t
	石綿含有産業廃棄物	0.030 t
	廃プラスチック類	12.000 t
	廃油	0.010 t
	建設工事の木くず	10.000 t
	伐採材・伐根材	6,500.000 t
	（今後実施する予定の取組） 優良産廃業者への優先処理委託によるリサイクル化促進 産業廃棄物の分別実施による産廃処理と有価物処理の適正な実施	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・廃プラ・建設混合廃棄物を分別し、産業廃棄物と有価物処理の適正処理を実施	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 委託前の廃棄物分別を的確に実施し、有価物への適正処理と優良産廃業者を優先した処理委託を実施	



		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		(これまでに実施した取組)	
	【目標】		
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	

②計画		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		



						0.000 t	
						0.000 t	
		(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.222	0.000	0.000	0.000	1.222	
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	532.850	1,572.748	0.000	0.000	2,105.598	
	ゴムくず（天然ゴムくず）	0.520	0.000	0.000	0.000	0.520	
	建設汚泥（残土を除く）	1.850	0.060	0.000	0.000	1.910	
	金属くず	0.904	0.325	0.000	0.000	1.229	
	建設混合廃棄物	62.371	0.000	0.000	0.000	62.371	
	水銀使用製品産業廃棄物	0.020	0.043	0.000	0.000	0.063	
	石綿含有産業廃棄物	0.046	0.000	0.000	0.000	0.046	
	廃プラスチック類	14.230	0.000	0.000	0.000	14.230	
	廃油	0.036	0.000	0.000	0.000	0.036	
	建設工事の木くず	49.925	0.000	0.000	0.000	49.925	
	伐採材・伐根材	1,553.627	5,448.470	0.000	0.000	7,002.097	
	(これまでに実施した取組)						

		事業所への四半期毎の産廃排出量を周知し、排出量削減への意識付けを実施
--	--	------------------------------------

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	500.000	1,500.000	0.000	0.000	2,000.000
	ゴムくず（天然ゴムくず）	0.100	0.000	0.000	0.000	0.100
	建設汚泥（残土を除く）	1.000	0.500	0.000	0.000	1.500
	金属くず	0.800	0.200	0.000	0.000	1.000
	建設混合廃棄物	60.000	0.000	0.000	0.000	60.000
	水銀使用製品産業廃棄物	0.040	0.010	0.000	0.000	0.050
	石綿含有産業廃棄物	0.030	0.000	0.000	0.000	0.030
	廃プラスチック類	12.000	0.000	0.000	0.000	12.000
	廃油	0.010	0.000	0.000	0.000	0.010
	建設工事の木くず	10.000	0.000	0.000	0.000	10.000
	伐採材・伐根材	2,000.000	4,500.000	0.000	0.000	6,500.000
	（今後実施する予定の取組） 産廃排出量データ（見える化データ）の活用による排出量の把握および各所への周知活動の実施					
	※事務処理欄					



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。